

岩手県告示第393号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年6月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年5月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 マルエス鉄工株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字田中島47番地6
 - ウ 代表者の氏名 藤野貢
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-02）第1626号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大明電気商会
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第9地割21番地5
 - ウ 代表者の氏名 明内孝一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-02）第1875号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月9日付けで電気工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年5月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 旭建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町岩崎新田旭ヶ丘23番地
 - ウ 代表者の氏名 鈴木定雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第4834号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月30日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年4月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社東北ターボ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市下太田田中1番地2
 - ウ 代表者の氏名 生内一晶
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第5606号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月16日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和2年5月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 マルク住宅
- イ 主たる営業所の所在地 一関市末広二丁目7番24号
- ウ 代表者の氏名 佐々木本樹
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第6896号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月21日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年5月14日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 三浦工務店
- イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町長者花21番地
- ウ 代表者の氏名 三浦勘治
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第8942号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年5月12日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年4月13日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 昆土建
- イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町丙午408番地3
- ウ 代表者の氏名 昆隆英
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第9826号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月8日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年5月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社八森工務店
- イ 主たる営業所の所在地 一関市赤荻字亀田236番地2
- ウ 代表者の氏名 佐藤数男
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第9918号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年4月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年5月8日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 しんせい総合設備株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市西仙北二丁目21番21号
- ウ 代表者の氏名 沼田泰志

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第20561号

(3) 処分の内容 土木工事業、管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年5月1日付けで土木工事業、管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和2年4月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 奥州電創エンジニア株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢太日通り一丁目10番8号

ウ 代表者の氏名 齋藤宏俊

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第60228号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年4月13日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和2年5月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社進興建設

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字駒ノ沢156番地2

ウ 代表者の氏名 畑山公男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第70210号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年4月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和2年4月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 康幸工務店

イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第3地割117番地7

ウ 代表者の氏名 佐々木康幸

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-01）第120128号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年4月13日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和2年4月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 泉山建築

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字円子第3地割97番地

ウ 代表者の氏名 泉山清治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第150089号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年4月16日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。